



三鷹市タクシー事業者継続支援事業



新型コロナウイルス感染症の影響等による原油価格高騰の影響に直面しているタクシー事業者に対し、事業活動の継続を支援し、市民の日常生活における移動手段を確保するため、「三鷹市タクシー事業者継続支援給付金」を交付します。

◆給付対象者

- ・道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を行う者として法第4条第1項の許可を受けた者
- ・令和4年4月1日以前にタクシー事業(介護タクシーを含む)を開始し、今後も継続の意思があること
- ・市内に本社または、営業所を所有する法人タクシー事業者及び介護タクシー事業者
- ・市内に住所を有する個人タクシー事業者
- ・市民税、法人市民税を滞納していないこと

◆給付金額

対象者	給付額
タクシー事業者（法人・介護）	車両1台につき24,000円 × 車両台数（令和4年7月1日時点） 【上限100万円】
タクシー事業者（個人）	1事業者あたり、30,000円

◆申請方法・申請の流れ

- ・下記申請書類を都市交通課まで、郵送にて、ご提出ください。

受付期間：令和4年10月17日（月）～令和4年12月23日（金）（必着）

- ・申請書を受理後、審査の上、交付決定通知書を送付します。
- ・給付金の交付は、市が申請書を受理した日から概ね1か月程度を要します。予めご了承ください。

◆申請書類

- ① 三鷹市タクシー事業者継続支援給付金交付申請書兼請求書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 道路運送法第4条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
- ④ 自動車車検証の写し（給付金にかかる車両のもの）
- ⑤ 振込先の口座番号等が分かるものの写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

申請及び問い合わせ先

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

都市整備部都市交通課公共交通係

電話：0422-29-9709

FAX：0422-48-0975